

保育の必要性の認定基準について

新制度においては、教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、市に申請して「保育の必要性」について認定を受けることになります。

新制度では、フルタイムのほかパートタイムなど基本的にすべての就労を対象とされ、保育の必要量については、11 時間利用可能とする「保育標準時間」、8 時間利用可能とする「保育短時間」に区分されています。また、求職活動や就学などについても保育の必要性の事由に追加されています。

保育の必要性については、子ども・子育て支援法に基づいて新たに内閣府令が定められることとなりますが、制定は 5 月末になる見込みであり、現在は、国の子ども・子育て会議資料に基づいて検討を行うものです。

【検討にあたっての視点】

○就労下限時間設定についてどのように考えるか。

- ・国の基準 - 1 か月あたり 48 時間以上 64 時間以下
- ・盛岡市の現行基準 - 1 日 4 時間以上かつ月 15 日以上（月 60 時間）

○国が「48 時間以上 64 時間以下」とした理由

- ・下限を設定していない市町村は全国で約 4 割。
 - ・下限なしを含めて自治体数の割合でみた就労時間の中間点は「48 時間」。
 - ・下限を設定している市町村では「64 時間」が最も多い。
 - ・0 歳～5 歳の人口割合で見ると「64 時間」が全体の中間点。
- ⇒ 現行制度における実態を踏まえ、1 か月あたり 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間を基本とする。

○盛岡市の現行基準

- ・労働基準法で定められている労働時間の上限 8 時間の半分（4 時間）以上の就労
- ・月の半分（15 日）以上の就労
- ・失業手当を受給する際の失業とみなされる条件「就労が週に 20 時間以内」

<参考> 中核市：1 か月あたりの平均下限時間（42 市）

時間	下限なし	30 時間～	48 時間～	52 時間～	60 時間～	64 時間～	80 時間～	96 時間～
市数	7	1	2	2	8	16	2	2